

【10】螺髻梵志の持ち物

[0] 次に螺髻梵志が持っていたとされるさまざまな持ち物（資具）に関する事項を調査したい。

[1] 螺髻梵志は荷物を持っていた。後期聖典ではそれを天秤棒（kāca, kāja）に担いで運んだとする。

[1-1] 原始聖典資料には〈5〉と〈20〉に、「波斯匿王が世尊を訪ねたとき、その前を7人の螺髻にした者（jaṭila）、7人のニガンタの徒（nigaṇṭha）、7人の裸行者（acela）、7人の一衣者（ekasāṭaka）、7人の遊行者（paribbājaka）が腋の毛や爪や身体の毛を長くし（parūḷha-kaccha-nakha-loma）、1カーリ量の荷物を担いで（khārivividha）通りすぎた」とする。ここでは‘vividha’として‘kāca’とはしないが、同様に解してよいであろう。

[1-2] 後期聖典の〈21〉は「1カーリ量の荷物を担う天秤棒を携えて（khārikājaṃ ādāya）」、〈38〉は「1カーリ量の荷物を担う天秤棒を肩にかつぎ（khārikājaṃ aṃse katvā）」、〈42〉は「肩には天秤棒を持ち（bandhitvā kācaṃ aṃse katvā）」、〈45〉は「3ヶ所に湾曲のある黄金の天秤棒を肩に担い（tisu ṭhāṇesu vaṃkagataṃ suvaṇṇa-kācaṃ khandhe katvā）」とする。

[1-3] 単に荷物を持っていたとするものもある。後期聖典の〈1〉〈4〉〈5〉〈6〉〈7〉〈9〉〈10〉に見いだされる。

[1-4] 以上のように螺髻梵志たちは荷物を担いで運んでいた。その運び方の特徴は棒の両端に荷物をぶら下げる「天秤棒」方式であったのであろう。しかし遊行する際には他の宗教者でもそれなりの資具は運ばなければならなかったであろうから、荷物は持っていたであろう。「天秤棒」とするのは後期聖典の特に *Jātaka-aṭṭhakathā* で、*Apadāna* は単に「1カーリの荷物を持ち（purato khāriṃ pacchato ca vajanti）」とか「荷物を担って（bhārabharita）」とするのみである。

仏教の比丘たちも8つの資具が許されており、手続きを踏めば三衣以外の余分の衣服の所持も許されていたから、それなりの分量になったものと考えられる。そこで棒に荷物を括り着けて運ぶことは許されていたが、それは一方担い棒（ekatokāja）、2人棒（antarākāja）、頭荷（sisabhāra）、肩荷（khandhabhāra）、腰荷（kaṭibhāra）、提荷（orambaka）であって、両方担い棒（ubhatokāja）は禁止されていた。禁止された理由は「国王の担夫」のごとしと非難されたからということになっている²⁰。「一方担い棒」は棒の片方に荷物を括り着けて運ぶ方法で、「2人棒」は1本の棒を2人が担ぎ、棒の真ん中に荷物をぶら下げて運ぶ運び方であろう。これに対して‘ubhatokāja’は「一方担い棒」でも「2人棒」でもない棒による荷物の運び方で、「国王の担夫」の如き担い方であるとするれば、棒の両方に荷物をぶら下げて運ぶ運び方を指すのであろう。要するに「天秤棒」である。そこでPTSの *Pāli-English Dictionary* でも‘kāca’‘kāja’は「物を運ぶ棒で、普通は竹で作られ、その両端にバスケットがつるされている」と解説されている。したがって‘kāca’をここでは「天秤棒」と訳した。前述したように、螺髻梵志は事火の道具や水瓶など、仏教の出家者の八資具よりも多くのものを持たなければならなかったので、「一方担い棒」や「2人棒」で

は担いきれなかったのかも知れない。

(1) khāri (khāri) というのは容量の単位であって、PTS の *Pāli-English Dictionary* では ‘It is used of eight requisites of an ascetic, and often conn.with his yoke’ と解説されている。‘eight requisites of an ascetic’ は仏教の「八資具」を連想したものであろうか。

「八資具」は三衣・一鉢・帯・剃刀・針と糸・水こしである。

(2) *Vinaya* (vol. II p.137)

[2] 螺髻梵志は杖も持っていたようである。

[2-1] 三迦葉も杖を持っていて、釈尊の下で出家したときに事火の道具と一緒にこれも流したという記述のあったことはすでに触れた。

[2-2] 原始聖典資料には次のようなものがある。〈6〉は「イチジクの杖 (udumbala-daṇḍa)」、〈8〉は曲がった杖 (vaṅkaṃ daṇḍa)、〈11〉は「曲杖」とし、〈9〉は「執杖」とするのみである。また螺髻梵志とはしないが、『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.465 中)には「染色衣」を著し「三拵杖」を持つ「外道出家女」についての記述がある。

[2-3] 後期聖典には次のようなものがある。〈16〉は「三杖 (ti-daṇḍaka)」とするが、〈38〉〈42〉〈46〉は「歩杖 (kattaradaṇḍa)」とする。

[2-4] 『俱舍論』には「杖髻外道」という用語が見られる。この原語は ‘laguḍa-sikhīyaka parivrājaka’ である (1)。

[2-5] 以上のように螺髻梵志は杖を持っていたが、その杖はイチジクのような曲がった木の枝で作られたものであったようであり、「三杖」というのは「法典」から理解すると、樹皮も削らず、枝も払わない、自然のままの木の枝という意味であるようである。

(1) 『冠導』巻 20 p.006 右

[3] 螺髻梵志は水瓶 (kamaṇḍalu) も持っていたようである。

[3-1] 三迦葉についてはすでに述べた。

[3-2] その他の原始聖典資料では〈9〉からそれが知られる。

[3-3] 後期聖典資料には、〈9〉〈10〉があり、〈45〉は「珊瑚の水瓶 (pavāla-kamaṇḍalu)」という。

[3-4] 「水瓶 (kamaṇḍalu)」は水を入れる容器であって、PTS の *Pāli-English Dictionary* では ‘the long spout used by non-Buddhist ascetics’ と解説されている。この辞書にも記されるように、仏教の出家者は「水瓶」に類する器具は用いなかったようである。しかし現在のジャイナ教の出家者もこのようなものを持っている。

[4] 鉢も持っていたようである。しかし仏教の比丘も所有しており、彼らの特徴的な持ち物でなかったと見えて特記されていない。

[4-1] 三迦葉が持っていたであろうことは先に記した。

[4-2] 仏教では「鉢」は普通は ‘patta’ であるが、後期聖典資料〈27〉〈45〉の中では ‘bhikkhā-bhājana’ とされている。また後者は「黄金造りの鉢 (suvaṇṇamaya bhikkhā-bhājana)」とする。